

インターネット上に公開された個人に関する情報等の
取扱いに関する研究会(第3回会合)

議事要旨

1. 日時：平成29年12月11日(月)13:00～15:00

2. 場所：総務省10階 第1会議室

3. 出席者

(1) 構成員

新美育文座長、大谷和子構成員、上机美穂構成員、桑子博行構成員、小向太郎構成員、
宍戸常寿構成員、新保史生構成員、曾我部真裕構成員、長田三紀構成員、森亮二構成員

(2) オブザーバー

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 木村孝 会長補佐

一般社団法人セーフターインターネット協会 中山明 副会長

グーグル合同会社 前田恵美 公共政策部 公共政策カウンセラー(矢野敏樹オブザーバーの
代理として出席)

ヤフー株式会社 小柳輝 コーポレートインテリジェンス本部 政策企画部マネージャー(吉田
奨オブザーバーの代理として出席)

法務省 濱田武文 人権擁護局 局付(前田敦史オブザーバーの代理として出席)

(3) ゲストスピーカー

日本マイクロソフト株式会社 片山建 政策渉外・法務本部 サイバーセキュリティ政策担当部長

(4) 総務省

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、内藤データ通信課長、菱沼国際経済課長、

大村消費者行政第二課長、岡本消費者行政第二課企画官、梅本消費者行政第二課専門職

4. 議事要旨

(1) 開会

○ 本研究会に初めて出席された新保構成員よりご挨拶があった。

(2) 宍戸構成員、森構成員及び検索サービス事業者からの報告

○ 宍戸構成員より、資料1に基づき、ヤフー有識者会議報告書と平成29年1月31日最高裁決定についての報告が行われた。

○ ヤフー株式会社の小柳氏、グーグル合同会社の前田氏、日本マイクロソフト株式会社の片山氏より、それぞれの検索サービスにおけるプライバシー侵害事案への対応状況に関する報告が

行われた。

- 森構成員より、資料5に基づき、最高裁決定後の裁判例について報告が行われた。

(3) 質問・意見交換

- 平成29年1月31日最高裁決定の示した基準について、主に以下のような意見があった。

- ・ 最高裁決定が示した比較衡量のための考慮事項には、検索事業者には知りえない事情も含まれており、従来のマスメディア等を発信者と想定した枠組みを、無理を承知で検索事業者に当てはめているように思われる。そのため、考慮事項と具体的な当てはめにずれが生じ、一部の事情しか考慮されない結果、「明らか」要件が削除を認めない方向に働いているところがある。検索サービスの公共性を重視するならこうした結果も評価できるが、訴訟では被害の立証が難しく、削除請求者側の利益を十分伝え切れない場合もありうる。検索事業者が、判例の基準とは別に削除基準を立てるにあたっては、立証を前提とする訴訟には乗りにくいような、削除請求者側の事情を考慮していくことも考えられる。

- ・ 最高裁決定後の判決では、専ら社会的関心事であることを根拠に削除を否定するものが見受けられ、事件を起こしてから何年たったら削除できるのかといった従前の議論が最高裁決定によって失われたのではないかという懸念も出てきている。

- ・ 検索事業者にプライバシー侵害や名誉毀損の該当性を判断させるのは困難であり、権利侵害が明白ではない場合の判断は裁判所などに任せるべきというのが、最高裁の「明らか」要件の趣旨なのではないか。検索事業者自身がプライバシー侵害のデータを作成している主体ではないということをどう評価するか、議論していく必要がある。

- 元サイト等が削除された場合における検索結果からの削除について、主に以下のような意見があった。

- ・ 元サイト(検索結果のリンク先サイト)が削除された場合には、次にクローリングされた際に削除が認識され、検索結果から削除される。他方、もともと新聞社のサイトに掲載された記事(元記事)が、別サイトに転載されている場合などには、元記事が削除されたとしても、転載先のデータが残っていれば、転載先についてまで検索結果から削除されるわけではない。

- ・ 元サイトや元記事の削除がなされた場合に、検索エンジンへの請求により検索結果からの削除が行われるようになれば、検索エンジン特有の問題は次第に軽減されていくのではないか。

- ・ 検索する側にとっての情報の価値という点では、元記事も転載先も同じなのであるから、オリジナルの元記事が何らかの事情で削除されているのであれば、転載先についても検索結果から削除してよいのではないか。

- ・ 新聞社の記事はかなり短期間で削除されるのが実態であるが、必ずしも新聞社の判断に依

抛する必要はないと思われる。また、記事が転載された場合、社会的関心が高いものについては、その転載先で議論が行われていることもある。そのため、元記事が削除されたことをもって、単純にその転載先も削除してよいとは考えていない。

- 各国の判断基準の違いについて、主に以下のような意見があった。
 - ・ EU におけるいわゆるグーグル・スペイン事件では、過去の社会保障費の滞納処分の情報について、検索結果からの削除が認められた。日本で同様の訴訟が起こされた場合を想定したときに、プライバシー侵害という構成で、「明らか」基準により判断されるとどうなるのか。国によって制度や削除基準が異なるのは仕方ないが、EU で認められるものが日本では認められないということであれば、そのままの方向性でよいのか、改めて見直す必要があるのかについて、今後検討する必要もあるのではないか。
 - ・ グーグル・スペイン事件が判断された個人データ保護指令及びスペインの個人データ保護法の枠組みと、日本における人格権に基づく削除請求の枠組みはそもそも異なるため、区別して考えるべき。

(4) 桑子構成員及び大谷構成員からの報告

プロバイダ責任制限法ガイドライン等協議会において、名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインにつき、掲載裁判例の見直しを中心に改訂検討を進めているとの報告が行われた。

(了)